

「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」
登録業者の皆様へ（注意事項）

1. 見積書、請求書について

- 見積書、請求書の作成にあたっては、機器の種類、型番、単価、数量、付与されるポイントなど詳細が分かるものを発行してください。
補助対象は機器本体ですが、支払は総額を一括払いとなるため、見積書、請求書については、「一式」とはせず、機器の内訳や設置費などの区分ごとに分けて記載し発行してください。

- 見積書の作成にあたっては、姫路市ホームページにおいて募集が終了になっていないか確認してください（募集終了後に購入相談を受けた場合には、募集終了の旨を事業者に教示いただきますようご協力お願いします。）。

2. 施行について

- 施行は、補助金交付決定日（姫路市から補助対象事業者に発送する可否決定通知書の通知日）以降に行ってください。

3. 支払方法について

- 事業費の支払については、姫路市の指定する決済方法のみとなります。手形や小切手は不可です。通常では領収書を発行しない場合でも、手続き上、領収書の発行が必要となる場合がありますので、注意してください。

- 振込手数料は補助対象外ですが、御社が総額から引いて負担する場合は、値引き扱いとしますので、見積書に記載いただくか、事業者に事前に説明をお願いします。

4. 補助金対象について

- 登録業者は、姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の交付申請はできません。

- 代表者が同じ会社間での取引については、対象となりません。

- 個人事業主の方は、ご自身が代表者である会社との取引については、対象となりません。